

商品概要説明書

「退職金定期貯金」

(2023 年 4 月 3 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○スーパー定期 (愛称：退職金定期貯金)
2. 販売対象	○退職金より定期貯金を新規お預入れの個人の方（退職金受取後 1 年以内）
3. 取扱期間	○2023 年 4 月 3 日（月）～2023 年 9 月 29 日（金）
4. 期 間	○1 年…単利型、3 年…複利型
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 発行媒体 (3) 預入金額 (4) 預入単位	○一括預入 ○総合口座通帳又は定期専用通帳（証書式は不可） ○300 万円以上退職金の範囲内 ○1 円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○3 年ものについては一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の 1 ヶ月後の応答日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A の中途解約利率により一部支払いが可能です。 ただし、一部支払いにより 300 万円を下回るお支払いはできません。
7. 継続方法	○元利金継続または元金継続（利息取扱方法：口座振込）
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時のスーパー定期の金額および預入期間に応じた店頭表示利率に、下記の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 1 年 店頭表示利率 + 0.05 % 3 年 店頭表示利率 + 0.10 % ○又、預入時に 55 歳以上の方で「年金ご予約申込書」により当 J A にて年金受取予約をした方は預入時のスーパー定期の金額および預入期間に応じた店頭表示利率に、下記の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 1 年 店頭表示利率 + 0.08 % 3 年 店頭表示利率 + 0.12 % ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※ の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご確認いただくか、窓口へお問い合わせ下さい。
9. 手数料	_____
10. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5 % を上乗せした利率） ○マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
11. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 預入期間 1 年 A. 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 50 %

	預入期間 3年 A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×70% F. 2年6か月以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×90%
12. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
14. その他参考となる事項	○取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させていただきます。 ○上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続でのお取扱いの場合は、継続時の預入期間に応じたスーパー定期の店頭表示金利となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA静岡市